

乗合バス事業の上限運賃の変更認可について

関東運輸局は、本日、令和4年12月9日付けで「東急バス株式会社」より申請のあった、川崎市内の乗合バス事業の上限運賃変更認可申請について申請のとおり認可致しました。

1. 主な改定内容

- (1) 改定実施日 2023年3月16日(木)
(2) 平均改定率 6.31%
(3) 主な運賃の変更内容

(単位：円)

片道運賃			通勤定期1ヶ月		
現行運賃	上限運賃 (改定後)	実施運賃 (改定後)	現行	上限運賃 (改定後)	実施運賃 (改定後)
210	230	220	9,400	10,290	9,850

※利用者が乗合バス事業者に支払う運賃は「実施運賃」です。

2. 乗合バス事業者のホームページ

<https://www.tokyubus.co.jp/>

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課
担当 坂井、川村、高橋
電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802
【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)